

鎌倉市公告第 850 号

次のとおり予防接種を実施しますので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条に準じ、公告します。

令和 6 年（2024 年）3 月 21 日

鎌倉市長 松 尾



1 予防接種の種類と対象者

(1) 予防接種の種類

- ア 風しん単抗原予防接種
- イ 麻しん風しん混合予防接種

(2) 対象者

本市内に住所を有する者で、平成 7 年 4 月 1 日以前に生まれた者のうち、次のいずれかに該当する当該予防接種を希望する者。ただし、風しん罹患歴のある者及び風しん予防接種又は麻しん風しん混合予防接種を受けたことがある者並びに昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までに生まれた男性は除く。

- ア 妊娠を希望している女性（妊娠中の者は除く。）
- イ 妊娠している又は妊娠を希望している女性のパートナー

2 予防接種を行う期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までのうち、各医療機関で定める予防接種を行う日時

3 予防接種実施医療機関（主たる場所）

別紙のとおり

4 予防接種不適合者（予防接種を受けることが適当でない者）

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある者
- (4) 妊娠していることが明らかな者
- (5) その他、医師により予防接種を行うことが不適合な状態にあるという診断を受けた者